

ID: 282

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉法人等による使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町営住宅条例 第42条第1項		
例規番号	平成17年条例第158号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第42条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める額の使用料を支払わなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において町営住宅を現に使用するものから徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の町長が定める額を超えてはならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日